

あおもり若者定着奨学金返還支援制度ロゴマーク取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森県（以下「県」という。）が定めるあおもり若者定着奨学金返還支援制度実施要綱（以下「要綱」という。）第8条第3項により登録された企業等（以下「サポート企業」という。）が、ロゴマークを使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(形状等)

第2条 ロゴマークの形状等は、別図のとおりとする。

(使用方法)

第3条 サポート企業がロゴマークを使用するときは、次の各号に掲げる方法を遵守しなければならない。

- (1) 県が使用するデータを用い、正確に表示するものとする。
- (2) サイズは原則自由とし、縦横比率及びデザイン構成は変えないこと。ただし、使用する対象の形状等により表示に制約がある場合は、事前に県と協議し、適切な表示を行うものとする。
- (3) ロゴマークの電子データ等を適正に管理し、他の事業者へ譲渡、貸与しないこと。

(使用の範囲)

第4条 サポート企業は、名刺、チラシ、パンフレット、ホームページ、ノベルティグッズ等にロゴマークを使用することができる。

- 2 ロゴマークは、販売を目的とする特定の品物（パッケージを含む。）又は特定の商品を宣伝する広告に使用することはできない。
- 3 ロゴマークは、サポート企業の登録の有効期間のみ使用できるものとする。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用状況の届出等)

第6条 ロゴマークの使用にあたり、県への届出は不要とする。

- 2 県は、サポート企業に対し、必要に応じて使用状況の報告を求めることができる。

(使用の中止)

第7条 県は、次の各号のいずれかに該当したときは、サポート企業に対し、ロゴマークの使用の中止を命じることができる。

- (1) 要綱第11条の規定によりサポート企業の登録の取消し等の措置を受けたとき。
- (2) 第3条の各号に定める規定に反したとき。
- (3) その他、県が不適切な使用であると認めたとき。

(賠償責任等)

第8条 前条に基づくロゴマークの使用中止により、直接又は間接に生じた損失については、サポート企業が自ら負担するものとする。

2 サポート企業は、ロゴマーク使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県は一切の責任を負わないものとする。

(使用状況の報告)

第9条 県は、サポート企業に対し、必要に応じて使用状況の報告を求めることができる。

(権利)

第10条 ロゴマークに関する一切の権利は、県に帰属する。

(事務処理)

第11条 ロゴマークの使用に関する事務処理は、県企画政策部地域活力振興課において行う。


第12条 サポート企業は、この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に当たって疑義が生じた事項については、別途県と協議するものとする。

附則

この要領は、令和5年1月4日から施行する。

別図

ロゴマーク

1 青	2 青文字	3 オレンジ	4 オレンジ文字
			
5 黒	6 黒文字	7 白	8 白文字
			

上記のいずれかの配色を用いるものとする。